

## 病児・病後児保育事業とは

お子さんが軽度の病気・けがのため、保育園や学校などの集団生活が困難で、保護者の事情により家庭での保育ができない期間、そのお子さんを一時的に看護師及び保育士がお預かりする事業です。

|           |   |
|-----------|---|
| 対象となるお子さん | 市内に居住し、軽度の病気・けがをしているお子さんで、保護者が仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭での保育ができない乳幼児及び小学校低学年(小学校3年生まで)の児童。  |
| 病気・けがの範囲  | 入院、治療の必要はないが、安静のため保育園等には連れて行けない状態。<br>(1)かぜ・消化不良症(多症候性下痢)など、日常かかりやすい疾病<br>(2)はしか(麻疹)・みずぼうそう(水痘)・風疹などの感染性<br>(3)ぜんそくなどの慢性疾患<br>(4)やけど、骨折などの外傷性疾患 |
| 利用定員      | 1日あたり4名   |

### 利用時間

- ・月曜日～金曜日
- ・午前8時から午後5時30分まで(日曜・祝祭日・年末年始を除く)

### 利用料

| 区分 | 日額利用額  |
|----|--------|
| 半日 | 1,000円 |
| 1日 | 2,000円 |

学園みらい保育園